



平成31年4月に村立小中学校に入学予定の児童・生徒の保護者の方へ!

就学援助(準要保護)制度と入学準備金のお知らせ



村では、経済的な理由により、給食費や学習に必要な学用品等の購入費用、遠足・校外学習等の参加に必要な費用の支出が困難な保護者に対し、その費用の一部を支給する就学援助制度を行っています。

平成31年4月に村立小中学校へ入学予定の児童・生徒の保護者に対し、入学準備に必要な費用の一部を3月に支給します。

対象▽▽平成31年4月に村立小中学校に入学予定の児童・生徒の保護者▽平成31年1月に東海村に居住している▽準要保護の認定要件に該当——を満たす方

準要保護の認定要件	添付書類
生活保護法に基づく保護の停止または廃止されている	生活保護停止・廃止決定通知書の写し
村民税が非課税である	申請書(承諾書)
村民税の減免、個人事業税、固定資産税、国民年金の掛け金の減免を受けている	各税・掛け金の減免承認通知書等の写し
国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている	国民健康保険税の減免・猶予承認通知書の写し
児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書の写し
生活福祉資金貸付制度による貸し付けを受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
その他(下の所得基準を満たす場合)	申請書(承諾書)
保護者の前年総所得額(括弧内は扶養親族の人数) ① 230万円(1人) ② 268万円(2人) ③ 306万円(3人) ④ 344万円(4人) ⑤ 382万円(5人) ※同居所地に同居している方(別世帯)がいる場合は、お問い合わせください。	

支給額▽▽小学校入学予定者…4万600円 ▽中学校入学予定者…4万7,400円

支給時期等▽平成31年3月下旬ごろに保護者の口座に直接振り込みます。

申請書類▽▽準要保護認定の要件に応じた証明書類 ▽印鑑(スタンプ式印鑑不可) ▽通帳等(保護者の口座が分かるもの)

その他▽村立中学入学予定者で小学校6年生時に準要保護の認定を受けている方、生活保護受給世帯については、申請不要です。

申請手続き・問い合わせ▽平成31年1月4日(金)から31日(木)(土・日曜日、祝日を除く)までに、学校教育課(役場行政棟4階)備え付けまたは村公式ホームページからダウンロードした申請書に必要な事項を記入の上、添付書類を添えて、学校教育課企画総務担当(☎282-1711 内線1412)へ申し込みください。

災害時に支援を要する方への避難支援にご協力をお願いします

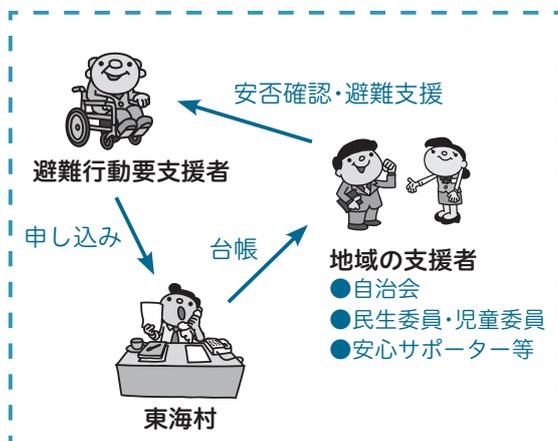
村では、「東海村災害時避難行動要支援者避難支援全体計画(災援プラン)」に基づき、地震・津波等の自然災害が発生した際に、自力または家族の支援で避難することが困難な方(避難行動要支援者)の情報を、本人の同意の下、地域の支援者(自治会、民生委員・児童委員、安心サポーター等)に提供し、地域で避難支援にご協力いただく取り組みを行っています。

【安心サポーターへの登録にご協力ください】

「安心サポーター」は自然災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援(避難誘導、付き添い、搬送等)にご協力いただく地域の支援者で、避難行動要支援者1人につき近所に住む方1~2人に登録いただいています。

現在、新規に避難行動要支援者として登録された方に対する「安心サポーター」の選出を進めていますので、自治会や民生委員・児童委員から安心サポーターへの登録のお願いがあった際には、ぜひご協力をお願いします。

災援プランは地域の助け合いにより、災害時の迅速な避難につなげる制度です。大規模な災害時には誰もが被災者となりえます。安心サポーターは、できる範囲での支援をお願いします。多くの皆さまのご協力をお願いします。



問い合わせ▽高齢福祉課高齢支援担当(☎282-1711 内線1164)